

公印省略

30薬第3144号
平成30年12月19日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監視係)

取扱処方箋数の届出について

本県における薬務行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条により、薬局開設者は毎年3月31日までに前年における総取扱処方箋数を薬局所在地の都道府県知事（薬局の所在地が保健所を設置する市にある場合は保健所設置市長）に届け出ることが義務付けられています。

福岡県内の薬局（北九州市、福岡市、大牟田市又は久留米市に所在する薬局を除く）におきましては、下記のとおり受付をいたしますので、御了知の上、貴会会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 届出方法

(1) インターネットによる届出

受付窓口：福岡県庁ホームページ「ふくおか電子申請サービス」

受付期間：平成31年1月4日（金）から平成31年3月31日（日）

届出方法：別添チラシ参照

(2) 書面による届出

受付窓口：薬局所在地を管轄する保健福祉（環境）事務所

受付期間：平成31年1月4日（金）から平成31年3月29日（金）
9時から17時まで（土日祝日を除く）

届出方法：様式第七に必要な事項を記入して1部提出

2 届出が免除となる薬局

- ・前年において業務を行った期間が3か月未満である場合
- ・前年における総取扱処方箋数を前年において業務を行った日数で除して得た数が40以下である場合

担当・問い合わせ先

薬務課監視係 石川 由

TEL：092-643-3285